

聖籠町告示第二十六号

聖籠町木造住宅耐震診断士登録制度要綱及び聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町木造住宅耐震診断士登録制度要綱及び聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

(聖籠町木造住宅耐震診断士登録制度要綱の一部改正)

第一条 聖籠町木造住宅耐震診断士登録制度要綱(平成二十年聖籠町告示第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「町が実施する木造住宅耐震診断支援事業(以下「耐震診断支援事業という。）」を「聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱(平成二十六年聖籠町告示第 号)に基づく木造住宅耐震診断士派遣事業(以下「派遣事業」という。）」に、「耐震診断を行う木造住宅耐震診断士(以下「耐震診断士」という。）」を「、木造住宅の耐震診断を行う耐震診断士」に改める。

第二条第一号中「当該住宅へ耐震診断士を派遣して耐震診断を行い、所有者に対して当該費用の一部を補助する」を「、耐震診断を希望する各住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う」に改め、同条第二号中「第六条の規定により」を「派遣事業の実施に当たり第六条に規定する」に、「登録された」を「登録されている」に改める。

第七条第一項中「登録しようとする」を「耐震診断の実施に協力しようとする」に改め、同条第二項中「更新申請書」を「前項の更新申請書」に、「第六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十二条中「第十一条」を「前条」に改める。

（聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第二条 聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱（平成二十三年聖籠町告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「聖籠町木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱（平成二十年聖籠町告示第二十一号。第三条において「耐震診断支援要綱」という。）第三条第一号から第四号までのすべて」を「聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成二十六年聖籠町告示第 号。以下「耐震診断士派遣要綱」という。）第三条第一号から第五号までの全て」に改め、同条第二号中「次のいずれかに該当する者」を「耐震診断士派遣要綱第二条第一号に該当する耐震診断士」に改め、同号アからエまでを削り、同条第三号中「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づいて、耐震診断士が行う一般診断法による」を「耐震診断士派遣要綱第二条第二号に規定する耐震」に改める。

第三条中「耐震診断支援要綱第九条の規定により耐震診断補助金の額が確定」を「耐震診断士派遣要綱第十一条第二項の規定により耐震診断結果を通知」に改める。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別記第一号様式中「（１）耐震診断報告書の写し」を削り、「（２）」を「（１）」とし、「（３）」を「（２）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱第三条の規定により耐震設計の補助対象とされた木造住宅については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

